

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和5年5月1日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

発達期（18歳未満）までに知的障害の状態にあったため、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 4月30日	諮問
令和6年 8月16日	審議（第91回第3部会）
令和6年 9月17日	審議（第92回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により都が設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センター（以下「心障センター」という。）において、知的障害（知的機能の障害が発達条件（18歳未満）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。）と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センター所長は、「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が18歳以上である場合は要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条3項は、同条1項の規定により交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4度（軽度）」

と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1度（最重度）」から最も軽度である「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 要綱14条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定

心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 知能測定値

改訂版鈴木ビネー知能検査による知能指数はIQ51であり、これは個別判定基準表における「4度」（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75）に相当すると判定されている。ただし、精神症状等の影響で本来の知的能力を反映していないと考えられるとされている。

イ 知的能力

請求人は、小学校及び中学校は普通級に在籍し、自分で入れそうな高校を調べて通信制の学校に入試なしで入学し、卒業した。成績は小学校低学年は「真ん中」が多く、高学年から「もう少し」が増え、中学校が最も悪い評価であった。ただし、小学校4年生頃から不登校傾向が強まったとの発言があり、登校状況が評定に影響している可能性も考えられるとされた。発達期の状況に関しては、成績表等の資料や第三者の証言は提出されず、本人陳述のみによる情報しか得られなかったため、発達期までに明らかに知的障害の状態にあったとは判断できないとされた。WAI S-III（平成28年6月27日実施）では、FIQ76、VIQ80、PIQ78との結果であり、現主治医には境界知能と診断されている。本件面接におい

ては、受給中の生活保護費に関して、障害年金が収入認定され、金額が調整されることを話すなど、ある程度複雑な事柄も把握している様子が見られたとされている。

以上のことから、知的能力は「非該当」と判定されている。

ウ 職業能力

本件面接での聴取によれば、請求人は、高校生以降、ガソリンスタンド、コールセンター、飲食店等のアルバイトを数日から1か月未満で転々としたとされているが、診療情報提供書（請求人のかかりつけ医である〇〇クリニックが令和5年2月18日付けで作成したもの。以下「本件診療情報提供書」という。）では、2、3か月で退職していたとの記載がある。本件面接での聴取では、仕事を覚えられず、何度も聞くことに気が引けて、仕事に行きづらくなるため退職してしまうとのことであった。現在は、精神状態により遂行程度に波はあるものの、簡単な調理や洗濯等の家事を行っていると言われている。

以上のことから、職業能力は「4度」（単純作業は可能であるが、時に助言等が必要）と判定されている。ただし、職業能力面での困難さは、精神面や発達障害特性によるところが大きいとされている。

エ 社会性

本件面接での聴取によれば、請求人は、小学校時代、周囲に馴染めず不登校となることがあった。しかし、請求人が〇〇歳のとき、当時〇〇歳の相手と交際し、10年以上同居したほか、〇〇歳のとき、アルバイト先で知り合った男性と結婚し、2子をもっている。以上のことから、特定の人とであれば関係を継続できると判断されている。また、愛の手帳の判定を予約するために、自ら心障センターに電話をかけ、自身の担当保健師を帯同しており、ある程度の対人関係の理解、限られた範囲での社会生活が可能であると判断されている。

以上のことから、社会性は「3度」（対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能）と判定されている。ただし、社会性に関する問題は、精神面や発達障害特性によるところが大きいとされている。

オ 意思疎通

本件面接では、請求人は、日常会話は流暢であり、生活歴等につ

いて概ね一人で説明ができていた。本件面接での聴取によれば、○○のようなメッセージ機能を使ったやりとりができるとされ、自ら心障センターに電話をかけ、愛の手帳の判定の予約を取り、状況聴取に応じる等のやりとりが可能であった。

以上のことから、意思疎通は「非該当」と判定されている。

カ 身体的健康

本件面接での聴取によれば、請求人は、最近は改善傾向にあるものの過去には食思不振で体重が30kg台にまで低下したことがあるとのことであった。本件診療情報提供書によれば、めまい、動悸などの身体症状が続いているとされている。

以上のことから、身体的健康は「3度」（特別の注意が必要）と判定されている。

キ 日常行動

本件面接での聴取によれば、請求人には、睡眠障害、イライラ時の自傷等がある。本件診療情報提供書によれば、双極性感情障害、ADHD、自閉スペクトラム症、境界知能と診断され、薬物治療が行われている。

以上のことから、日常行動は「3度」（日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要）と判定されている。ただし、日常行動面での困難さは、精神面や発達障害特性によるところが大きいとされている。

ク 基本的生活

本件面接での聴取によれば、請求人は、自らはあまり食べないが、子のために総菜を使わず自ら調理するようにしており、火元の管理ができている。着替えや入浴は、やりたくないが、普通に見えるように、まつげエクステや美容院通いはしている。片付けができず、金銭管理が苦手であり、過去に訪れた場所でも方向が分からなくなってしまう。買物は、セルフレジを使ったり、袋詰めを子に手伝ってもらったりしながら行っている。年に1回以上は両親のいる○○を訪れている。高速バスをよく利用している。服薬管理はできている。基本的生活動作は、やりたくないために頻度が少ないこともあるが、能力的には可能であるとされている。

以上のことから、「4度」（身边生活の処理が可能）と判定されている。ただし、生活面での困難さは、精神面や発達障害特性による

ところが大きいと考えられるとされている。

ケ 結論

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち、「3度」は3項目（社会性、身体的健康及び日常行動）、「4度」は3項目（知的測定値、職業能力及び基本的生活）、「非該当」は2項目（知的能力及び意思疎通）と判定されている。

ただし、プロフィール欄において「3度」や「4度」に該当すると判定された6項目のうち5項目（知能測定値、職業能力、社会性、日常行動及び基本的生活）については、精神症状等の影響で本来の知的能力を反映していない又は精神面や発達障害特性によるものと考えられるとされている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄によれば「知的障害を認めず」と、心理学的所見欄によれば「CA35 MA8:2 IQ51 鈴木ビネー改定版」と、社会的診断所見欄によれば「知的障害に起因する日常生活上の支障は認められない。」と診断されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)を総合すると、本件判定書のプロフィール欄においては、知的障害の程度が処遇上「中度」に相当する「3度」や、「軽度」に相当する「4度」に該当すると判定された項目が計6項目認められるものの、これらのうち5項目は、精神症状等の影響で本来の知的能力を反映していない又は精神面や発達障害特性によるところが大きいとされており（上記(1)・ケ）、知的障害に起因するものということとはできない。また、請求人が発達期（18歳未満）までに、愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあったことを裏付ける客観的資料もない。

そうすると、請求人は、本件申請書及び本件判定書によれば、発達期（18歳未満）までに愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあったとは認められず、総合判定基準表（別紙1）における「1度（最重度）」から「4度（軽度）」までの各度数及び「程度不明」のいずれにも当たらないため、「非該当」と判定するのが相当であるから、本件申請書及び本件判定書に基づいて処分庁が行った本件処分には、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のことから、本件処分が違法又は不当であると主張している。

しかし、上記1・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙1及び別紙2(略)